

1. 事業者が実施しなければならない事項

健康診断の実施のほか有所見率の改善に向けた事業者の具体的な取組内容は、次のとおりです

1. 定期健康診断後の措置の実施（労働安全衛生法第66条の4及び5）
有所見者について、医師の意見を勘案し、作業転換、労働時間の短縮等の就業上の措置を実施する。
2. 定期健康診断の結果の労働者への通知（労働安全衛生法第66条の6）
定期健康診断結果を労働者へ通知する。
3. 定期健康診断の結果に基づく保健指導の実施（労働安全衛生法第66条の7）
有所見者で特に必要な人に対して、医師等（医師、保健師）による食生活等の保健指導を行うよう努める。労働者自身も保健指導等を利用して、その健康の保持に努める。
4. 健康教育・健康相談の実施（労働安全衛生法第69条）
労働者に対して、栄養改善、運動等に取り組むよう健康教育、健康相談を行うよう努める。労働者自身も健康教育等を利用して、その健康の保持増進に努める。

[有所見率改善パンフレット](#)

健康診断の

よくある質問（FAQ）

[クリック!!](#)

関係機関へのリンク

[健康おきなわ21](#)

[沖縄県医師会](#)

[厚生労働省（職場におけるメンタルヘルス対策、健康づくり）](#)

[安全衛生情報センター（健康づくりの事例などが掲載されています）](#)